

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所における外部搬入については5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めてもらいたい。

外部搬入については、食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになることが求められる。

具体的な支障事例

児童発達支援事業等には営利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているなか、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっており、厚生労働省においては人口10万人規模に1ヶ所以上を目安としているとおおり、さらなる充実が求められている。

しかしながら、平成29年4月現在、本県所管域(指定都市及び児童相談所設置市を除く)の人口は約280万人であるところ、児童発達支援センターの設置数は14件にとどまっている。

整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。

実際に、管内のある自治体では、既存公有財産を活用し、必要性の高まっていた児童発達支援事業を実施することを検討した際、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であること等の事情から、当該地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターとしての設置を諦め、地域の民間事業者と同様にセンターではない児童発達支援事業所とした事例があった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所における外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきており、児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしても食の安全性等の観点から特段の影響は想定されない。なお、これを認めるに当たっては、食の安全性や食育の観点に配慮することや、障害特性に応じた食形態に配慮すること、他の教育機関等への搬入実績のある業者であること等を搬入業者の要件とすることで、従うべき基準を見直しても担保することが可能と考えられる。

食育等に配慮しながらも、人口・予算規模に鑑み、地域の実情に応じた運営がなされるように基準を緩和することにより、児童発達支援センターの整備が促進され、障害児及びその保護者がより身近な地域で専門性の高い療育を受けられるようになる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、静岡県、大阪府、岡山県、宮崎市

○本自治体内における児童発達センターで、構造改革特区を活用した給食の外部搬入を導入しているセンターは複数あるが、調理施設は基準上必要とされているため、センター内には設置している状況である。給食の外部搬入は、支援に支障をきたしていないことから可能であり、児童発達支援センターの設置促進方策としても有効と考えられる。ただし、給食設備を有することを前提として運用されている設備基準の要件緩和については、特区活用施設の実態を検証して判断すべきである。

○第1期障害児福祉計画では、児童発達支援センターを各市町若しくは圏域で1箇所設置することとされているが、自園調理のハードルが高く、新たに設置することが難しい状況である。保育所等と同様な要件を附した上で外部搬入を認めてよいと考える。

○児童福祉法改正に伴う障がい児福祉計画に係る基本指針において、国では、地域の中核的な位置づけとして児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする、とされているが、道内（政令市を除く）14箇所、178市町村中7市2町の設置となっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。実際に、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定も受け、地域支援を行っている児童発達支援事業所もあるが、センターの施設基準に必要な調理室の確保が問題となり、児童発達支援センターの指定を受けられていない。

## 各府省からの第1次回答

障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。

なお、実証事業においては「アレルギー除去食の取り違え」という命にかかわるような重大な事案も生じている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○食の安全性の確保策については、十分に検討する必要があると考えるが、一方で、市町村における児童発達支援センターの設置は急務であることから、実証事業の検証に速やかに取り組まれることを要望する。

○なお、アレルギー除去食の取り違えといった問題は、給食調理が施設内であるか外部搬入であるかを問わずに生じ得るものであることから、本件提案に係る外部搬入の可否に限らず、施設内における調理委託も含めた食の安全性の確保として別途検討する必要がある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

○児童発達支援センターの設置促進のため、前向きな検討をお願いしたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<外部搬入の導入(要件緩和)にあたっての考え方>

○給食の外部搬入を行う際に問題となるのは、外部搬入によって、アレルギー・体調不良時等一人ひとりの特性に合ったきめ細かな食事の提供や食育について、適切に対応できるかどうかである。そういった問題へ適切に対処できる要件を定め、要件を満たす事業者であれば、外部搬入を認めてもよいのではないか。

<構造改革特区評価・調査委員会で公表された調査の結果について>

○児童発達支援センターにおける外部搬入について、「アレルギー除去食の取り違い」が、調理中や配膳中等、食事提供のどの段階で発生したのかは明らかにされていないが、自園調理であろうと、外部搬入であろうと、食事提供に関する事故についての安全対策は必要であり、事故発生の段階の分析や事故対策の検討がないままに、外部搬入そのものに問題があると判断しているのであれば、それは拙速すぎるのではないか。

<構造改革特区の今後の議論スケジュールと全国展開の是非>

○保育所については平成 16 年度から、児童発達支援センターについては平成 24 年 1 月から(認定こども園については平成 27 年から)、構造改革特区の特例措置が認められている等、特例措置が認められてから既に 5 年以上経過し、実証期間は十分経過しているといえるものもあり、外部搬入の全国展開について検討の余地があるのではないか。

○仮に、全国展開が困難であり、引き続き構造改革特区において特例措置を講ずるという評価結果となる場合でも、外部搬入を実施する場合の調理方法や搬入方法、食育の方法や保護者の支援方法についてきめ細かく条件を設定し、当該条件を満たす事業者に外部搬入を任せるような仕組みを構築する必要があるのではないか。また、次の評価を行う際には、外部搬入による効果や弊害等が適切に把握できるような実態調査を行う必要があるのではないか。

<今後の検討スケジュールについて>

○児童発達支援センターにおける外部搬入については、第 1 次ヒアリングにおいて前向きな御回答をいただいたが、今後の具体的な検討スケジュールについてお示しいただきたい。

<総論>

○上記で指摘した事項については、構造改革特区の評価・調査委員会においても議論を進められているが、当該委員会の検討任せにするのではなく、地方分権改革有識者会議に対しても、上記指摘への明確な回答を示し、早急に検討、結論いただきたい。

## 各府省からの第 2 次回答

障害児に対する食事提供については、きめ細やかな対応が求められており、給食の外部搬入については、アレルギーへの対応やきざみ、つぶし等の二次調理などに多く課題があることから、現在、構造改革特区において実証事業を実施しながら、全国展開の可否を議論しているところであり、その結論を踏まえて対応を検討する。

なお、御指摘のとおり、アレルギー除去食の取り違い等は、必ずしも外部搬入の場合にのみ生じ得るものではないが、障害児それぞれの状況に応じたきめ細やかな対応が可能となる自園調理はそのリスクを軽減するものであると考えている。単にアレルギー除去食の取り違いをもって外部搬入に問題があるとは考えていないが、安全性の確保のためには慎重な検討が必要と考えている。

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(v) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

・児童福祉施設における食事の提供(同省令 11 条)のうち、児童発達支援センター(43 条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における保育士の配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることが可能となるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあっては、非常に厳しい状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、弾力化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保護者にとってゆとりのある育児休業期間の確保により、一億総活躍社会の実現に繋がる。

根拠法令等

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準  
○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、逗子市、知多市、浅口市、新宮町、大村市

○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所内定を辞退し次年度の4月に再度申込む事例がみられる。配置基準の緩和により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。

○育休復帰や就労家庭の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。

○0歳児の保育ニーズについては子が満1歳を迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。

留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くとも児童年齢の加齢により変動することとなるが、公定価格は年度を通じて同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無くならば施設改修や保育士の増員なく、定員を増やすことも可能となる。

○本市でも保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1 現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。

○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。

### 各府省からの第1次回答

○ 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。

○ 当該基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数が増加することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。

○ さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

○ また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。

○ 以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。

○ なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少数かつ短期間に限る場合だけでも、配置の特例を公定価格へ影響させないことを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当町において請求事務等が煩雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。

○保育士等の勤務環境については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと考えられる。また、同様に事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられない。

○ご指摘の小規模保育の実施等については、受入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転園することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を望む町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けていただける実施主体もないため、現行の保育所を活用したいと考えている。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。

・特例を適用できる地域条件(例)

①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある

②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない

・保育の質の代替策(例)

①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保

②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保

③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置

○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないか。

※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。

○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。

また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないか。

○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つかからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ 保育所の設備運営基準のうち、人員配置基準については、保育の質を支える上で特に重要なものであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を実年齢に応じることについて、ご提案のように特定の保育事業者の同意が得られた場合に限定すると、市区町村により配置基準の取り扱いが異なることとなり、全国一律の最低基準を維持することが困難となるため、保育の質の確保の観点から対応は困難である。

○ 1次回答でも記載させていただいたが、配置基準を実年齢にとすることにより、

・実年齢に応じた頻繁なクラス変更などにより、本来同じ保育士、同じ仲間との安定的な関係のもと、はぐくむべき信頼関係の構築が難しくなるおそれがあること

・頻繁な配置基準の変更は、保育事業者や自治体の事務負担を増加させるおそれがあり、

提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

○ いずれにしても、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多

様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(i) 保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)33 条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

(i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1)5 条 3 項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

須崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。

具体的な支障事例

子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。  
当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。  
仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。  
なお、第一次地方分権一括法及び関係政省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に資する。

根拠法令等

- 児童福祉法第45条第2項
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の

施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号)  
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令  
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、宇美町、新宮町

○近年増加傾向にある0,1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。  
○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。  
○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できるとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。  
○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。

#### 各府省からの第1次回答

○国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。  
○特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。  
○その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。  
○従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。  
○なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なければ良いというものではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できるかできないかは保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。  
○本市においても保育ニーズを的確に捉えたうえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中では、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても3,4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地価の安い地方都市とはいえ、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって喫緊の課題となっている現状を見れば、全国一律の基準ではなく、本市では、保育施設では保育室、ほふく室が廊下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補完することが可能であることから、基準を緩和したとしても保育の質は低下させずに待機児童を受け入れられるため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるよう認めていただきたい  
○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のところ

る参入業者は全くいないため、事業の活用ができない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。

現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。

○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。

○ 特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の時限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。

○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。

○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。

○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。

このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。

#### 各府省からの第2次回答

○ 児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。

○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。

○ 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受ける保育の質を切り下げてまで優先すべき対応とは考えにくい。

○ 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据える等自治体の状況に応じた創意工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(ii) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)32 条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平 23 厚生労働省令 112))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平 23 政令 289))の延長についても併せて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

(ii) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13 条 2 項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。

(関係府省:内閣府)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけでなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数 100 人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が 3 大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも 22 の市町村で待機児童が発生しているところである(H28 年 4 月現在)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する

根拠法令等

- ・児童福祉法第 45 条第 2 項
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成 23 年 9 月 14 日政令第 289 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成 23 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 314 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、宇美町

〇面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。

## 各府省からの第1次回答

- 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。
- 特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。
- その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。
- 従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。
- なお、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育所用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えている。

現状の特例対象は「①前々年4月1日現在で待機児童100人以上②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える」とされているが、三大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルクマールとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。

また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり(保育所991に対し、幼保連携型認定こども園434)、幼保連携型認定こども園も対象としなければ移行の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。

また、貴府・省回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自治体が苦慮している。

なお、面積基準の緩和を実施している大阪市では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。
- 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。
- 特例措置は平成 31 年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の時限を、「平成 31 年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。
- 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。  
また、市町村の規模によらず待機児童数 100 人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。
- 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地価要件を約7万円下げること、『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針(平成 28 年4月7日雇児発 0407 第2号)』の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。
- 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

- 児童福祉法第 24 条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。
- 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。
- 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受ける保育の質を切り下げてまで優先すべき対応とは考えにくい。
- 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据える等自治体の状況に応じた創意工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

#### (3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(ii) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭 23 厚生省令 63)32 条)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例が適用される地域の基準(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平 23 厚生労働省令 112))については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行ってもなお、当該市町村における土地確保が困難であり、その旨が当該市町村により明らかにされている場合の公示地価要件の在り方について検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、本特例の適用期間(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平 23 政令 289))の延長についても併せて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

(ii) 幼保連携型認定こども園の居室の床面積に関する条例制定の基準については、13条2項の規定により、「従うべき基準」とされているが、一部の区域に限り、一時的措置として「標準」とする。  
(関係府省:内閣府)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所・認定こども園における代替職員の特例配置

提案団体

宇治市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。

具体的な支障事例

年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度途中で保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条  
幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市

- 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改革が必要であると考えます。
- 現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

各府省からの第1次回答

- 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。
- なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の融通の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。

加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。(参考:平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円)

しかし、今回示した支障事例のように、年度途中で緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。

なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。
  - ・特例を適用できる地域条件(例)
    - ①現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある
    - ②厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない
  - ・保育の質の代替策(例)
    - ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保
    - ②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保

③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置

○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないか。

※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。

○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはない指摘されている。

また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないか。

○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えており、対応は困難である。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(i)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。

(29)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

(i)幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

259

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の設置に係る採光基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める

具体的な支障事例

高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。

根拠法令等

- ・建築基準法第28条
- ・建築基準法施行令第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、大村市

○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。

○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。

各府省からの第1次回答

既存建築物を保育所に用途変更しやすくすること等を目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため、

- ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化
- ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入
- ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化

を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在発生している待機児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

—

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】  
(16)建築基準法(昭25法201)  
居室の採光基準については、既存建築物から保育所への転用等を促進するため、保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化、土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入、一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。  
(関係府省:内閣府及び国土交通省)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の人員配置基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。

具体的な支障事例

国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。

なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」の見える化)に取り組むこととする。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条  
認定こども園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、新宮町

○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。

各府省からの第1次回答

○ 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。

○ よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置(第97条)では、基準上必要な人員の2/3の保育士を配置すれば、残り1/3は「知事が認める者」も配置が可能。

しかし、園全体における職員配置(第96条)では、基準上必要な人員の1/3に「知事が認める者」が認められていない。

97条で求められる職員配置の要件を満たしていたとしても、96条の基準を満たさないため、子どもの受け入れを減らざるを得ないケースが出てきているが各時間帯における職員配置を満たしているのであれば、園全体における職員配置を緩和しても保育の質は維持されると考える。

貴府・省からは、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う際の配置基準を緩和するものではないため、保育の質の低下を主張するならば、その根拠を明らかにしていただきたい。

なお、保育支援員は、現在「知事が認める者」として国も想定している子育て支援員よりもさらに講義研修・OJT・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う現場での質の向上に資するものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

**【全国市長会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

○ 1次回答のとおりであるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて配置することができる旨規定している。また、同基準第96条は保育所認可の際に必要な保育士の数を超えて保育士を置かなければならない場合に、同基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定に当たり、当該超過分については都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる旨を規定している。

○ なお、保育士が実施すべき業務を「保育支援員」に代替させることとするとの提案であるとすれば、保育の質の確保の観点から対応は困難。貴自治体の「保育支援員」はわずか27時間の研修時間と聞いており、1000時間の履修時間を必要とする保育士と比較して保育の質が低下することは明らかであると考えている。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定) 記載内容

**6【厚生労働省】**  
(3)児童福祉法(昭22法164)  
(i)保育所における保育士の配置基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)33条)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平 18 法 77)

(i) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平 26 内閣府・文部科学省・厚生労働省令 1)5 条 3 項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の変更希望制度導入

提案団体

小郡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額」が「年金受給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。ここでいう「年金受給額」は、「年金保険者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。このような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付し忘れによる滞納が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被保険者の利便性向上に資するとともに行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号  
介護保険法施行令第42条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、いわき市、ひたちなか市、文京区、川崎市、小松市、福井市、長野市、多治見市、焼津市、伊豆の国市、豊橋市、津島市、大津市、京都市、大阪市、松原市、田原本町、松江市、広島市、光市、山陽小野田市、徳島市、今治市、東温市、福岡市、飯塚市、田川市、五島市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○当市でも保険料の支払いが、例年年金からの特別徴収であったため、普通徴収への変更が生じていても、引き続き特別徴収であると認識して滞納となる被保険者が発生している。本人が年金からの特別徴収を希望するのであれば、被保険者の利便性の向上、また確実な保険料の徴収のためにも普通徴収から年金特別徴収へ変更が可能となるよう求める。

○当区においても、同様に半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例が相当数ある。そのた

め、特別徴収を希望する被保険者からの苦情もあるほか、普通徴収に切り替わったことをご理解いただけない方の納付漏れや滞納がかなり発生している。なお、苦情等の正確な件数は把握していないが、直接連絡があった方以外にも不満等をお持ちの方は多数いらっしゃるかと推察される。

○毎年、特別徴収の対象外となるため（保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えるため）、納付方法が普通徴収に変更となる被保険者が発生している。納付方法変更時に保険料の未納が発生することが多いため、本市では、該当者に対して普通徴収に変更となった旨と口座振替勧奨の通知を行っているが、被保険者によっては、特別徴収の継続を希望される方がいる。

優先順位第1位の年金以外に多額の所得がある被保険者は保険料が高額となり、特別徴収の対象外となる場合が多いので、本人の希望により特別徴収へ変更できるとよい。

○長年、納付方法が特別徴収であったにもかかわらず、保険料改定や少額の収入増により2分の1判定でやむなく普通徴収へ切り替わるケースがあるが、突然、納付方法が切り替わることは被保険者にとっても分かりにくい上、未納が発生する可能性がある。継続して特別徴収を行うことは被保険者にとっても望ましいことであり、安定した徴収にもつながると考える。

○普通徴収の被保険者には、体が不自由で銀行等へ納付に行くことが困難である人がいる。また、口座振替の場合でも残高不足による滞納が発生することによりトラブルとなっている。

そのため、特別徴収に切り替えてほしいという要望が年々増加している。

この変更により、納付忘れや被保険者とのトラブルが解消される。

○本市においても特別徴収と普通徴収の切り替えによる滞納が発生している状況があり、被保険者の利便性向上及び確実な徴収のため、優先順位が第2位以下の年金についても特別徴収の対象とすることを望みます。また、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴い、収入状況から特別徴収の対象外となる被保険者が相対的に増加すると見込まれます。こうしたことから年金優先順位にこだわらない特別徴収を望みます。

○本市においても提案市と同様の支障事例が発生している。年金からの支払い能力があるにも関わらず年金特別徴収に変更出来ないのは、行政側の都合でしかなく、被保険者の利便性を損なっている。このことから、特別徴収の仕組みを見直し、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにすることを求める。

○本市においても、特別徴収をしてほしいという要望や苦情が毎年数件ある。

また、特別徴収から普通徴収に切り替わったことに気付かず、督促状が届いて気付くというケースも見受けられる。

○事例のようなケースに該当する被保険者は、年金から保険料が徴収されているため、普通徴収に切り替わった場合に納付書が送付されていても気が付かない。あるいは、納め忘れにより滞納となり、苦情となるケースがある。

このことから、提案のように後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにする方法、または、年金種別等により定められた優先順位1位の年金受給額ではなく、受給する全ての年金で判定を行い特別徴収が可能な場合は特別徴収を行うこととし、被保険者が口座振替を希望する場合には変更を認めることとした方が、被保険者の利便性向上につながり、行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。

○本市においても、同様の支障事例があります。介護保険料は原則特別徴収であるのに、なぜ後期保険料はできないのか、金融機関へ支払いに向くのは高齢者には大変だなどの苦情があります。また、普通徴収では納付が滞りがちな滞納者であっても、特別徴収に変わると納付が進む現状にあります。保険料の収納率向上のためにも制度改正の必要性を認めるものです。

## 各府省からの第1次回答

○後期高齢者医療制度においては、市町村における保険料収納の確保と事務の効率化を図るとともに、被保険者の保険料納付の利便を図るため、原則保険料を年金から天引きする仕組み（特別徴収）を導入している。特別徴収においては、介護保険と同様に、年額18万円以上の年金を受給している者を対象とし、また、天引き額が過大にならないよう、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合には特別徴収の対象としていない。

○保険料の特別徴収は、市町村・年金保険者間で相互の情報伝達を行う大規模な事務であり、厳格なスケジュール管理がされている。具体的には、年金保険者からの対象者の通知（5月）、保険料賦課額の確定（6～7月）、市町村から国保連合会への徴収依頼情報の通知（7/15）の手順で行われている。

○被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにするためには、市町村における特別徴収対象者の判定の後、国保連合会へ徴収依頼情報を通知するまでの間に、特別徴収を希望する被保険者から申請を受け付ける必要があるが、上記スケジュールの下では対応困難である。加えて、現在対象外となっている被保険者の保険料を特別徴収することで、徴収順位が後の住民税について特別徴収ができなくなる場合が

あることにも留意する必要がある。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

年金からの特別徴収額が過大にならないようにとの配慮は、年金額が低額である受給者の生活困窮を避けることを目的としていると考えられる。しかし、複数の年金を受給しており、十分に保険料、税の支払い能力がある被保険者については、単一の年金の大半を占める額が特別徴収されたとしても、当該被保険者が受給している全体の年金からの特別徴収額が過大にはならない。今回の提案は、あくまで被保険者からの申立てにより、後期高齢者医療保険料の特別徴収を継続させるものなので、被保険者の意思を尊重したものになっている。

現行スケジュールでの対応については、被保険者からの申立てを年間通じて随時受け付け、毎年度の保険料本算定前までに申し立てた者は当年度から、本算定に間に合わなかった者は翌年度から特別徴収できる制度とすればよい。苦情となる事例でも、毎年特別徴収と普通徴収を繰り返すことが原因となっているので、翌年度からの対応となったとしても、十分意義があるものとなる。

また、後順位の住民税が特別徴収できなくなる場合がある点については、元々制度として住民税が保険料より後順位で設定されていること、2分の1を超えて後期高齢者医療保険料を特別徴収することになった結果住民税が特別徴収できなくなる者は少数であること、特別徴収継続の申立ての際に住民税が特別徴収されなくなる可能性があることを十分説明して被保険者の理解を得ることとすること、などを考慮すると問題ないと思われる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

○介護保険料と合わせた後期高齢者医療制度の保険料額が年金額の2分の1を超える場合には特別徴収の対象としないことで、生活の基礎となる年金からの天引き額が過大になることを防ぐという本制度の趣旨に鑑みると、仮に被保険者の要望があるとしても、年金から従来の水準を超えて天引きを行うことには慎重であるべきであり、現行制度を維持するべきであると考えます。

○また、仮にご提案の取扱いとした場合であっても、上述の本制度の趣旨に鑑みれば、特別徴収への切り替えについて、被保険者に丁寧に説明し、正しく理解していただくことが必要である。しかし、保険料賦課決定から国保連合会への徴収依頼情報の通知に関するスケジュールを考慮すると、対象被保険者全員に対して丁寧に説明した上で、意思の確認を行うことについて、全国統一的・安定的に運営することは困難であると思われる。

○被保険者から次年度の徴収についての同意を事前に得ることとしてはどうかのご提案については、それによると被保険者が保険料及び年金の受取額等を把握する前に同意を得ることとなり、不適切である。

○また、ご提案の中で苦情の原因とされている特別徴収と普通徴収を繰り返すことを防ぐ方法としては、普通徴収における口座振替を案内することも考えられる。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

—

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の要件の緩和

提案団体

豊川市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

- ・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業者等の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。
- ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。

具体的な支障事例

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)がおり、その者の勤務日に子どもたちが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われていて、リーダー的な業務も行っている。

家庭の事情等で、高校を中退しており、素行が悪いわけではない。

高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで働いたキャリアがあるのに、勤務を継続するモチベーションが下がっている。

○保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められないか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、磐田市、名古屋市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、庄原市、徳島県、熊本県

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○本市には、約10年間放課後児童クラブに勤務している者で、外国の中学と高校を卒業している者がいる。各国の高校卒業者にも支援員研修の受講資格を認めるなり、実務経験等で受講資格を認めることができないか。

○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならないとある。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本町にも、約3年間放課後児童クラブで勤務している者で、中卒の者(女性、50代)がおり、その者は行動力を持ち合わせて施設内に於ける主任的役割を果たしている。その者は健康上の事情から、高校をやむなく中退したものである。高等学校の卒業資格を得るにも、年齢的なものや放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日であることから難しい状況にある。その者は、毎年実施される支援員資格取得研修を受講したい旨の意思表示をしているところであるが、中卒者であることから受講要件を満たさず受講できない状況にある。保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乘せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められるよう要綱の緩和をお願いしたい。

○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成32年3月31日までに支援の単位ごとに最低1人は「放課後児童支援員」を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてほしい。

○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○放課後支援員の要件を中学校卒業者まで拡大することにより、人員不足の解消の手立ての1つとなり得るが、具体的な事例等はなし

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○放課後児童支援員の人材及び質の確保は不可欠であるため、放課後児童健全育成事業の運営基準の中で実務経験を求めて質の確保ができるのであれば、参画したい。

○本市の放課後児童クラブにおいて中学校卒業者任用の実績がある。

○本県においても、平成 28 年度に、実際に中学校卒業者の方が 2 名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行ってきた。

○本市においても、放課後児童クラブに中卒者（高校中退）が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。

提案市が述べているように、勤務に対するモチベーションの維持・向上や保育士試験の受講資格との整合を図る観点から、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。

○本市においても、民設民営にて放課後児童クラブが数多く運営されており、最終学歴は中学校卒業程度であるが、放課後児童健全育成事業における従事経験が豊富な指導員が複数見受けられる。しかし、現在は、放課後児童支援員の配置が省令により定められていることから、従事経験が豊富な指導員であっても、補助員としてしか働けない現状があり、各クラブでは、別途、有資格者の確保の必要性に迫られている状況である。このことから、本件について緩和措置を行うことができれば、有資格者の確保について、有効な手段となるものと考えられる。

○積極的な支障事例ではないが、本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乘せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

#### 各府省からの第 1 次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本件については、本市のみならず、追加共同提案団体の多くが、今後採用する職員に関する仮定の支障事例ではなく、今、現実的に高等学校を卒業していない職員が従事しており、その者の処遇に係る支障があり、頭を抱えている。

放課後児童健全育成事業に従事している職員のうち、高等学校を卒業していない者は、全国的にも割合は多くないかもしれないが、該当職員がいるクラブでは、この制度によってクラブの運営に大変な支障があり、何よりも該当職員及び周辺職員が、実績ではなく学歴によって区別されることに、大変辛い思いをしている。

関係者は、今回の地方分権改革に関する提案により、制度が変わることを大変期待しており、待ち望んでいる。制度を変えることにより、該当職員にこれまでどおりクラブの中核として活躍していただき、ひいては放課後児童健全育成事業を安定的に実施するため、一刻も早い対応をお願いしたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【逗子市】

子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って緩和することと矛盾しないと考える。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきと考える。

##### 【磐田市】

提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。

##### 【出雲市】

本市の放課後児童クラブの保護者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第 3 次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

**【全国市長会】**

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○実態把握の上、早期に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

**6【厚生労働省】**

(3)児童福祉法(昭22法164)

(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和

提案団体

半田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められていない。

本市では企業が多く、昔から共働きの世帯が多いため、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることができず、実績がある指導員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。

長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要であり、現行で高卒の場合に、2年間の実務経験を求めていることから、中卒の場合には、その倍である4年間働いた場合には受講資格を認めることができるのではないかと。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができ、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、逗子市、静岡県、磐田市、豊橋市、京都府、亀岡市、出雲市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、熊本県

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者というだけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成 32 年 3 月 31 日までに支援の単位ごとに最低 1 人は「放課後児童支援員」を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めてほしい。

○本市においても、10 年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の 1 号を追加する。(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○本市放課後児童支援員には中卒の支援員はいないので支障は生じていないが、支援員の確保策としては有効であると考えられる。

○本県においても、平成 28 年度に、実際に中学校卒業者 2 名から放課後児童支援員認定資格研修の受講申込があった。

○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を得られない実態があります。提案市が述べているように、経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要なため、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。

○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号 13 の提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

○クラブ創設当初(約 15 年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○放課後児童支援員認定資格研修の受講には高等学校卒業者等の要件があるため、高等学校中退などにより中学校卒業者となっている者で、長年、放課後児童健全育成事業に従事してきた者は放課後児童支援員になることができず、実務経験が豊富な人材を活用することができない。

## 各府省からの第 1 次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童支援員は、子ども・子育て支援法施行後における放課後児童健全育成事業の質の向上のために、一定の水準を満たした者が従事できる職として設定されたものと考えているが、法施行以前からの指導員に対しても放課後児童支援員になることができる配慮された制度であるべきと考えている。長年、放課後児童クラブに勤務し、ベテランの職員となった者が、学歴により放課後児童支援員になれないのは、これまでの功労に報いることができないので、従前の制度との摺合せとして、一定の勤務年数と勤務時間の実績により、放課後児童支援員になるための放課後児童支援員認定資格研修の受講資格を早期に付与すべきであるとする。また、このような措置を取ることは、国の進める放課後児童支援員の確保にも資するものとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【逗子市】

子育て支援員を資格化して専門性を担保しているのであれば、学歴については従事経験を持って緩和することと矛盾しないとする。また、長年に渡り、補助水準の低い事業として実施してきた経過がある中で、指導員として研鑽を重ねてきた職員の存在を認めるべきとする。

##### 【静岡県】

現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員(その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。)を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。

##### 【磐田市】

提案事項が措置されるよう適切かつ早急な検討を求めます。

##### 【出雲市】

○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。

○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約50人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。

○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○実態把握の上、早期に検討していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成 29 年度中に省令を改正する。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること

提案団体

出雲市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中学校卒業者について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し

具体的な支障事例

○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。

現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2,000時間程度児童福祉事業に従事したもの ②高等学校卒業生等であって、2年以上かつ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。

○本市の放課後児童クラブには中卒であり、放課後児童クラブで勤務している者がいるが、現行では放課後児童支援員として勤務することができない状況にある。当該者は、補助員として勤務しなければならないため、子どもに寄り添い高い指導力を発揮しているにも関わらず、放課後児童支援員としてカウントされないため、モチベーションが下がっており、放課後児童クラブで今後勤務を継続することが難しい。また、当該者がクラブにおいて主任支援員と同等の役割を担っているため、所属するクラブでは、平成32年度からの経過措置期間終了後に安定的な現場運営体制を保つことができるのか非常に不安視をしている。

○放課後児童クラブは様々なバックグラウンドを持った子どもにとっての居場所であり、放課後児童支援員には、子ども達の受け入れにあたり、資質や知識が必要とされるが、必要な知識については、資質向上研修の受講等により習得することは可能であり、放課後児童クラブで長年勤務し、経験を積んだ熱心な中卒程度の職員が、放課後児童支援員として活躍できる制度に見直すことで、放課後児童支援員を確保し、放課後児童クラブの運営を充実させることができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中学校卒業者が放課後児童支援員として放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡県、豊橋市、京都府、亀岡市、倉敷市、浅口市、徳島県、北九州市、佐賀県、都城市

○クラブ創設当初(約 15 年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○本市においても、10 年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るため、勤務を制限しながら学校に通っている者がいる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。

○本市では、学校教育法による高等学校と認定されていない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができなかった事例がある。

補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのでは、基準の後退になる恐れもあり、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

○長年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースがある。

○本県においても、平成 28 年度に、実際に中学校卒業者の方が 2 名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行ってきた。

○本市においても当該事業の拡充を図るにあたり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考えられる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提案にあるように保育士資格と同様に取扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考えられる。

○本市においても、従前から指導員として勤務していた者の中に中学卒業までの者が3人存在しており、平成 27 年度以降の資格要件により、放課後児童支援員としての勤務ができず、補助員としての従事又は放課後児童クラブでの勤務を辞す結果となった。

○放課後児童健全育成事業の拡充に伴い、年々、放課後児童支援員の確保は厳しくなりつつある。現在のところ本市では同様の事例はないが、様々な事情から高校進学をあきらめざるを得なかった方たちに支援員として活躍できる道を開くことは、就労の機会提供と人材確保の観点から非常に有益であると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

提案内容にあるような課題があることを厚生労働省としても把握している。放課後児童クラブの現状を調査の上、どのような在り方が適切か検討していきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○本市の放課後児童クラブの指導者の中には中学校卒業者がいるが、この者は、経験年数も長く、クラブの職員の中でもリーダー的な存在であるうえ、個々の子どもたちを理解し、見守る力を有し、保護者や児童の対応を適切に実施している。少なくとも一定程度以上の現場経験を有する者については、学歴によってサービスの質の低下につながるものではなく、むしろ、認定資格研修を受講させることにより、サービスの向上を図ることができると考えられる。

○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで4年生以上の受入れができておらず、4年生以上を中心に待機児童が約 50 人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、中学校卒業者であっても、素質が十分ある者であれば、放課後児童支援員として早急に認めていただきたい。

○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところである。

あり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

現在の基準では、平成31年度末までに支援の単位ごとに二人以上の放課後児童支援員(その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。)を配置することとなっているため、早急に放課後児童支援員を確保する必要がある。このため、最終学歴が中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう、早急に検討をしていただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○実態把握の上、早期に検討していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

一定の実務経験があり、市町村長が認めた者については、放課後児童支援員認定資格研修を受講できるように必要な対応を行う。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

##### 6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の配置数の緩和

提案団体

岐阜県、本巣市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中山間地域において、放課後児童支援員 1 人で実施可能とする。

具体的な支障事例

○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される、中山間地域がある。

○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったため、利用登録者は 1 名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成 28 年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している 1 名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。

○中山間地域は豪雪地帯で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数でも、放課後児童クラブを継続していきたい。

○しかしながら、現行制度では、1 人の子どもに放課後児童支援員 2 名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の実情を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。

根拠法令等

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）  
・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

庄原市、沖縄県

○現行制度では児童 1 人が利用した場合にも支援員を 2 人配置しなければならない。本市では地域柄土曜日の利用者数は平日に比べて極端に少なく 1 日の利用者数が 10 人を下回る施設がいくつかある。支援員の確保が

難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員にかなりの負担を強いる状況にある。  
○本市にも中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。  
○本県は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多くある。  
特に離島地域においては、児童数の少ない小学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準等から実施が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。

#### 各府省からの第1次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童健全育成事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設は本市の場合、小学校ですが、小学校の教職員等は、平日は勤務時間が17時までであり、放課後児童クラブの開設時間(18時)と勤務時間が一致しないこと、夏休みなどの長期休暇には人員が不足し放課後児童クラブとの連携体制を取ることが難しいことから、本市が左記を適用することはできません。なお、緊急時には近隣に消防署、交番、市役所支所があり、それらの施設との調整で十分対応可能であると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。

・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。

・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。

#### 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応に

について検討を行うことは可能である。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭 22 法 164)

(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 63)10 条 1 項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童クラブの職員配置要件の緩和

提案団体

岐阜県、中津川市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員 1 人で放課後児童クラブを実施可能とする。

具体的な支障事例

本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。  
放課後子ども総合プランでは、平成 31 年度末までに約 30 万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約 80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に厳しい状況である。  
現行では、放課後児童クラブ 1 単位に対し、2 名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令 10 条 5 項で、利用者が 20 名未満の際に、放課後児童支援員 1 名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員 1 名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員 1 名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。  
なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。  
地域の実態を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)
- ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

各府省からの第 1 次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、回答にある「同一敷地内で兼務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながらないという切実な現場の声を受けたものであり、質の確保を前提としたうえで、近接する人的資源の活用や時間帯による利用児童数の増減への柔軟な対応などにより、所期の目的である「まち・ひと・しごと創生総合戦略の子ども・子育て支援の充実」を進めるものである。

放課後児童クラブの人材不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブのニーズが高く、新設等が必要な地域でも生じているが、現行の制度で、兼務できるのは「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所」に限られている。

また、質の担保措置が「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務する」ことでしか認められないため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。

放課後児童クラブと近接した小学校や市の出先機関との連携や巡回支援を行う放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置数を緩和するといった方法により、質の担保は可能である。

支援員の確保が大変厳しい状況はさらに深刻さを増しており、一定要件の下で基準緩和の選択肢を増やす、或いは地域の実情と責任によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。

・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。

・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。

#### 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 63)10 条1 項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

提案団体

出雲市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

具体的な支障事例

放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。

放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間開所を求めるニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。

児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が3万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。

児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。

「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができるとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考えられる。

児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機児童の解消に資する。

根拠法令等

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三)

号)

・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市

○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考える。

○「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成 31 年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成 27 年度より、受託者に 5 年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、県が年に 2 回研修を開催し、県全体で実施されるため、本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成 31 年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基準どおり配置し、運営できるのが課題である。

○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。

#### 各府省からの第 1 次回答

放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

○児童厚生員の認定資格については、放課後支援員認定資格研修とカリキュラムが類似しており、放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしているものである。また、認定資格研修の科目と同等以上の内容を資質向上研修等で受講している場合には、認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているため、放課後児童支援員研修と児童厚生員研修が同一内容でなくても受講免除することは可能であると考えられる。

これにあわせて、新たな課題等に対応するための知識を習得したり、スキルアップのための研修を定期的受講するなどにより、資質の向上を図ることは可能と思われるため、サービスの質の低下にはつながらないと考えられる。

○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで 4 年生以上の受入れができておらず、4 年生以上を中心に待機児童が約 50 人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、放課後児童支援員としての資質を持つ者を活躍できる制度にしていきたい。

○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第 3 次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○認定資格研修と児童厚生員研修の内容は類似しており、子どもの発達の理解、保護者との連携や安全対策など、放課後児童支援員として従事するために必要な知識が含まれているため、認定資格研修創設当時の経緯や児童厚生員研修の内容等を踏まえて、検討していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

放課後児童支援員の質を確保し、処遇改善を進める上で、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、慎重であるべきと考える。その上で、ご提案の内容も踏まえ、研修受講に伴う負担を考慮した多様な研修方法のあり方について検討を行うことは可能である。

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

#### (3)児童福祉法(昭22法164)

(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

具体的な支障事例

本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。

また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。

現在は月1回程度一体型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。

厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。

現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとされている。

よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。

放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。

根拠法令等

- 児童福祉法
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)
- 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

#### 各府省からの第1次回答

実現は困難。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したまま、放課後子供教室との一体型の場合には、両事業の職員の支援が得られることから、職員配置の緩和を求めるものである。

現行で、放課後児童クラブは、利用児童がおおむね40名以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数の目安やプログラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名で、安全確保が可能であると考えられる。

一体型で運用する場合であって、両事業の利用児童数が合計40名以下の場合に、放課後児童支援員2名だけでなく、安全管理員兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないというのは不合理ではないか。

放課後子供教室と一体型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効率的な配置ができれば、その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の現状を打開することができると思う。

また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

**【全国市長会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

**【全国町村会】**  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○放課後児童クラブは、利用者がおおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされ

ており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計2人で実施することができるのではないかと。

#### 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・「放課後子ども総合プラン」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:文部科学省)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化

提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。

具体的な支障事例

## 1. 背景

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。

しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生しているからである。

放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成27年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。

このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年12月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200以上の地方公共団体から挙げられている。

## 2. 人員資格基準

人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低調であり、人材不足が著しい地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。

また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成31年度までに13万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような質の担保について、地方に大幅な裁量を認めるべきである。

## 3. 人員配置基準

人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は40人以

下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。これらを比較すると、利用児童が数名の放課後児童クラブにまで2名配置を求めているのは過剰規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。

#### 4. 潜在的待機児童の問題

昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成28年5月時点で過去最多の約109万人、待機児童は過去最多の約1.7万人とされているが、待機児童数には待機中に断念したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童のいる市町村は全体の約4分の1に上っている。

女性の就業率の向上や新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を3年遅らせて2020年度末とする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の就学後、利用希望が拡大し、待機児童が増加する懸念がある。

少子化は進む一方で放課後児童クラブの利用児童数は増加の一途であり、市町村等が子ども・子育て支援事業計画で見込んだ将来推計を超過し、政府の目指す一億総活躍社会の実現や働き方改革にも影響を及ぼす懸念もある。

#### 5. まとめ

全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では対応できない。

また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。

保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」「ニッポン一億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたりと矢継ぎ早に対策を打っている以上、クラブの待機児童対策について、平成31年度末までの子ども・子育て支援事業計画の見直し時期を待って検討するのでは、遅きに失する。

放課後児童に関する施策については地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し（「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直し）を行うべきである。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

放課後児童クラブの受け皿整備を加速化させ、待機児童の解消に資するとともに、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。

子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国の施策にも沿うものである。

また、地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営を行うことで、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことができる。

### 根拠法令等

児童福祉法第34条の8の2第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）、放課後児童支援員等研修事業実施要綱

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、防府市、徳島県、北九州市、熊本県、宮崎市

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業等要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○平成32年度以降、「放課後児童支援員認定資格研修」を未受講の新規採用職員や保育園等からの異動職員は、放課後児童支援員として育成室(放課後児童クラブ)に配属することができなくなる。本区では、これまでも独自の研修等により高い保育の質を維持しており、一律での義務付けは避けるべきである。

○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○放課後子ども総合プランのモデルケースとして紹介された市町村で、教育委員会との連携は十分強化されているが、過疎地域であり潜在する労働力がそもそもないため、基準を満たせず、放課後児童健全育成事業を実施することができなくなったケースがある。

○利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も同じ2人での運営となっている。

○少子化に伴う学校の統廃合や6年生までの受入拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ室は確保できても、支援員等の確保が困難となっており、大規模クラブとして運営せざるを得ない状況がある。

○長年放課後児童クラブの指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成32年度以降、放課後児童支援員が急に退職した場合、仮に実務経験2年以上又は保育士等の有資格者が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができず、せっかく貴重な人材が確保できても、放課後児童支援員常時1名の体制が保てないため、放課後児童健全育成事業が実施できないことが懸念されている。

○本市においても、支援員の確保には苦慮しているところであるが、支援員の資格については平成31年度末までに1クラブ2名以上の受講を計画的に勧めているところであり、現在支障事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ支援員が急に辞めることになれば、要件を満たすことができなくなる可能性も出てくる。資格は、放課後児童クラブを運営する上で必要ではあるが、地域の実情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。

○本県の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により従事し、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現従事者が受講要件(従事時間、高校卒業等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの存続が危ぶまれるところもある。

## 各府省からの第1次回答

平成27年から施行された子ども・子育て新制度においては、保育や放課後児童クラブに関して、量の拡充のみならず質の確保も同様に進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていることと認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修受講の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。

なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見を聴いた上で、策定しているものである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、「義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである」とされている。

○また、施設・公物設置管理等の基準を自治体の条例に委任する場合、「条例制定の余地が実質的に確保さ

れる方法で行われるべき」であり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべき」としている。

○このため、「従うべき基準」は真に必要な場合に限るべきであり、放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることを踏まえるべきである。

○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」というのみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。

○元々、放課後児童クラブについては、国が基準を定める以前から地方自治体がそれぞれ独自にサービスを提供してきたものであり、それらの状況等を踏まえて平成27年に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を設定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる弊害が多く発生しているほか、今後のニーズの増大に対してこのままでは対応できないのではないかと懸念も大きい。

○なお、放課後児童クラブについて、児童の安全確保や質の確保が必要である点及び現在の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が、当時、地方自治体の意見を聴取して策定されている点について、地方三団体として否定するものではないが、そのことが当該基準が多様な地方の実情に合致したものであることや、児童の安全やクラブの質の確保の上で最適な基準であることの根拠とはならない。この「従うべき基準」が制定されてから3年半が経過し、実情を踏まえた制度の見直しを検討すべきである。

○問題は、質の確保の方法等として全国一律の「従うべき基準」が設定されていることにある。

○国の基準は、標準的な放課後児童クラブを中心として定められているため、放課後児童クラブの規模や周辺環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律に適用していることで、様々な不合理を生じることとなっている。

○今回、提案のあった個別・具体の支障事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて制度を運用した中から浮かび上がってきた問題点である。

○基準の廃止又は参酌化により、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となれば、住民のニーズに即した合理的な方法により住民サービスが提供されることとなる。

○また、「従うべき基準」が廃止又は参酌化された場合でも、住民を代表する議会により運営の基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって最適なサービスが確保される。

○量の拡充と質の確保を目指す方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の望みであるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設置・運営の責任者として児童の安全を確保しつつ、安定的に事業を継続する方策について提案するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービス水準の向上等にもつながっていくものと考えている。

○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真摯に向き合い、量と質の両面を保障するとともに、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【静岡県】

一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない。中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参酌すべき基準とするなど、各自治体の判断で必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人材不足が全国的な強い要請となっていることを真摯に受け止め、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい。

○放課後児童クラブにおける児童1人あたりの面積基準 1.65 m<sup>2</sup>については、クラブ全体の 25%で、基準を満たしていないという実態を考慮し、参酌すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に配慮した検討があつて然るべきである。

○小学校の複式学級では、複数の異年齢児に対し、教職員1人を配置することとされている。放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。

#### 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

また、人員資格基準についても、放課後児童支援員の質を確保し、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、同様に、一律に廃止又は参酌基準化による緩和については、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

#### 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭 22 法 164)

(iii)放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平 24 法 65)59 条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法 34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

通所介護のサービスと通所型サービスAを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和

提案団体

狛江市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の要件を緩和する。  
※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。

具体的な支障事例

通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスAの利用定員は別に定めることとされている。そのため、それぞれのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一方のサービスに変更しようとした際に、受け入れる方のサービスにおいて利用者数が定員を満たしている場合、違う事業所の利用を促さざるを得ない。そうなった場合、利用者にとっては通いなれた事業所から違う事業所に変更せざるを得ない。そういったことを避けるため、事業所によっては、定員に対する利用者数に余裕をもたせて受け入れを行っているところもある。  
また、別々に定員を定めているため、サービス利用の変更の際の変更届の作成・提出・受理に係る事務が煩雑になっている。  
※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通所介護等と通所型サービスAの定員数を合算して定められるようになることで、利用者の状態変化による定員超過の恐れがなくなり、利用者が事業所の変更をせざるを得ない状況が改善されるとともに、事業所の利用者数の増加にもつながるため、通所型サービスAの普及及び事業所の安定的な運営に資する。  
また、変更届の作成・提出・受理に係る事務が大幅に削減されるため、通所型サービスAの実施に伴う事務負担が減る。

根拠法令等

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】問12

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、世田谷区、各務ヶ原市

○介護人材の不足、多様な住民ニーズに応えるため、従来の介護予防通所介護に加え、多様なサービス展開が必要と考える。

住民どおしの支えあいによるサービスの拡充を図ることは重要だが、自主的な活動のため、住民への周知・理解が必要で、時間を要する。

そのため、現状では、今まで要支援者のサービス提供を行っていた介護事業者が引き続きサービスの担い手となっている。

一方、介護人材の不足、総合事業の上限枠の設定の中では、従来の介護予防通所介護に加え、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい環境が必要と考える。

本提案はその一つと考えられ、本提案を含め、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。

○今後、高齢者の自立支援を促す取組を行う上で、通所型サービスAを実施する事業所は必要不可欠であり、より事業者が参入しやすく、また、安定的な運営を確保できる基準に改正する必要があると考えられる。

○通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、別に定員を定め、その定員に対し人員配置をしなければならない。

別に定員を定める際、面積要件も満たさなければならないため、小規模事業所の場合、通所介護等の定員に対する面積を除いた残り面積がわずかで、通所型サービスAの定員が少人数とならざるをえない。少人数に対し、別に介護職員を配置しなければならないため、事業所の負担感が強く、通所型サービスAの実施が進まない状況がある。通所介護等と通所型サービスAの利用者を合算できるものとして定員を定めることが出来れば、通所型サービスAの実施が容易となり、状態変化により通所型サービスAの対象者となった利用者が、事業所を変更しなければならない事態とならず、継続的な支援が行える。

#### 各府省からの第1次回答

○サービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、総合事業の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の定員については、別に設定すべきである。

○御指摘のように要介護度の変更時に支障が出ている事例があることは認識しているが、ご提案の内容については、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえて検討する必要があると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○支障事例を踏まえた上で、適切な措置をご検討いただきたい。

○なお、通所介護と通所型サービスAを同一事業所で実施する場合、各利用者の都合や事業所の広さの問題もあり、曜日を分ける又は場所を分ける等の措置をとることは非常に困難になっている。また、通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、各利用者に提供するサービスを分けることは、利用者間の不公平感を煽ることにつながり、トラブルの温床となる可能性が高いことから、そういった措置はとっていない。そのため、通所介護事業所で通所型サービスAを実施する場合、通所介護の利用者と通所型サービスAの利用者で同様のサービスを提供しているのが実態になっている。

○他の支障事例としては、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&Aにおいて、定員超過減算の取扱いについても、それぞれの定員を超過した場合に算定するとなっているため、変更届の提出遅延により減算が適用されるおそれがある。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【世田谷区】

○指定居宅介護サービスと指定介護予防サービスは一体的運営が可能であり、また第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る)においても同様の一体的運営が可能となっている。通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の対象者は、上記の指定介護予防通所介護に相当するものの対象者と同じ、要支援1・2・事業対象者であるため、一体運営が可能ではないかと考える。また、サービス内容についても、今までも居宅介護サービスと介護予防サービスとして異なるサービスの一体運営を認めていた状況から同様に考える。

○全ての緩和した基準によるサービスとの一体運営は難しいかもしれないが、基準緩和をしても一体運営として認められる範囲を定め、その範囲であれば一体運営を認めることは可能ではないかと考える。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国市長会】**

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

**各府省からの第2次回答**

サービスの利用対象者や提供されるサービス内容が異なるため、保険給付である通所介護と、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）の定員については、別に設定すべきである。

また、総合事業は、平成 29 年度より全自治体での実施が開始されたものの、約3分の2の自治体が、本年4月に総合事業を開始したことや、平成 29 年度末までは経過的に介護予防通所介護が実施可能であることに鑑みれば、現時点では、ご提案の内容について検証することは時期尚早である。

そのため、ご提案の内容については、まずは全ての介護予防通所介護が総合事業へ移行した上で、自治体、事業所の実態や変更した場合の影響などを踏まえ、検討する必要があると考えている。

**平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容**

—

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

22

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあった場合、地形等の諸条件から上水道管の新設または施設の増設に膨大な費用がかかることが想定されても、拒否することができないと定められている。そこで、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化を求める。

具体的な支障事例

山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かった。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

水道法に基づく許可基準が明確化されることにより、給水設備の施工に膨大な費用を要する地域が給水区域から外れば給水義務がなくなり、建設費のすべてが個人負担となり、企業会計を圧迫する山間部の水道建設費の削減が図れる。今後の水道事業経営は、アセットマネジメントを行い健全経営を目指す中で、人の居ない地域を給水区域から外し、縮小することで健全経営が図れる。今後の人口縮小で、コンパクトな街が求められている中で社会資本がまとまり行政において利点がある。

根拠法令等

水道法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、徳島県

○水道法第15条第1項の給水義務との関係で、なかなか難しい問題であるが、水道経営の基盤強化の問題も関係することから、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化も必要である。  
○本団体では、給水区域が広大で水道管延長が長いことから、水道施設の建設費や維持管理費が他都道府県と比べ割高となっている。給水区域縮小に係る許可基準の明確化が図られることは、全国に比べ、過疎化が進み、地域の人口が大きく減少することが予想される中、これまでの事業計画や給水区域の見直しを容易にし、水道事業の基盤強化を促進するものと認識している。

各府省からの第1次回答

○水道事業者が給水区域を縮小する場合とは、その事業の一部を廃止することであるため、水道法(昭和32年法律第177号)(以下「法」という。)第11条(事業の休止及び廃止)の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その事業の一部を廃止し給水区域を縮小することが可能である。

○許可の要件や申請手続について、法令上詳細は規定されておらず、水道事業を休止又は廃止後の当該地域の他の手段による水の獲得見込み等を勘案して総合的に判断することとしている。

○平成28年11月に厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会において取りまとめられた報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化に向けて講ずべき施策について」においては、人口減少社会において水道事業者等は、給水体制を適切な規模に見直すことが重要であるとされ、国は給水区域の縮小等制度運用の改善などの具体的な措置を検討すべきとされている。

○これを受け、厚生労働省として、第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、法第11条の事業の休止及び廃止の許可に関する具体的な手続を厚生労働省令で定めることを明確化した。

○今後、法律案の早期審議・成立に向け努力するとともに、同法律案に委任された省令において、水道事業の一部又は全部の休廃止に係る許可基準及び申請手続の明確化を図ることとしたい。

【参照条文】

水道法

(事業の休止及び廃止)

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(以下、略)

2 (略)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○回答のとおり、厚生労働大臣の許可を受けることにより、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止できることが水道法第11条から読み取れますが、水道法第10条(事業の変更)では、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加等の水道事業の拡大のみが明記されているため、水道事業の縮小についても明確化することで事業者の理解が深まると考えます。自治体によっては、休止及び廃止と給水区域の縮小は別物と理解されている可能性があります。

○また、関係省令において下記の項目についても明確化が必要と考えます。

・給水区域の縮小に伴い、区域外となった地権者に対して法的に対抗できること。(関係する全ての地権者から、区域縮小に対する同意を得ることは、相続等の関係から困難だと思われるため、給水区域の縮小を明示した図面を一定期間縦覧し、告示後は法的に給水区域の縮小が決定されたものとして位置付けられるようにする。現在、給水区域となっている地権者の相続人が、水道法第15条の給水義務の権利を主張された場合には、給水区域の縮小ができなくなる。)

○回答欄に記載されている「当該地域の他の手段による水の獲得見込み」についても、具体的な方法を早急に提示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○第1次ヒアリングにおいて、構成員から、許可基準の明確化が図られた際、許認可手続の具体化・明文化を求める意見があったのに対し、厚生労働省からは、水道事業の休廃止に係る基準・手続を概観できる解説等を準備するという趣旨の発言があったところである。

○については、厚生労働省において今後の水道法施行規則の整備と併せ、提案団体の提案趣旨を踏まえ、当該解説等の作成に向けて、引き続き、検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

○一次回答に示したとおり、水道事業者が給水区域を縮小する場合は、事業の一部を廃止することに相当し、

水道法第 10 条(事業の変更)ではなく、同法第 11 条(事業の休止及び廃止)の規定に基づく手続を採ることとしており、水道法逐条解説(厚生省水道環境部水道法研究会編)でも説明しているところ。

○ 第 193 回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、給水区域の縮小を念頭に第 11 条の具体的な手続を厚生労働省令で定めることとし、廃止予定の給水区域内に水の需要がある場合には、需要者の同意や飲用井戸の使用等の他の手段による水の獲得見込み等を許可の要件とすることを検討しており、同法律案成立後に省令等を整備することにより、給水区域を縮小する場合の許可基準を明確化する予定である。

○ なお、廃止する予定の給水区域内において、現に給水を行っていない区域の地権者から同意を得ることを許可の要件とすることは考えていない。

#### 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(18)水道法(昭 32 法 177)

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化するとともに、「水道事業等の認可の手引き」を改正するなどの方法により、具体的かつ詳細な手続及び許可基準を地方公共団体等に周知する。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し

提案団体

高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所について、自宅以外のセンターが借り上げた施設においても預かりを可能とすること

具体的な支障事例

## 【支障事例】

ファミリー・サポート・センター事業は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされている。

しかしながら、当県では、多動性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な理由があり、センターが借り上げた施設の利用が必要な事例が生じている。

当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。

## 【制度改正の必要性】

放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。

会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業である。

要件を緩和することにより、子どもの預かりの制度の隙間で困っている保護者のニーズを満たすことができるとともに、地域に開かれた場での預かりを行うことで、より地域における支え合いの輪が広がることが期待される。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、大阪府、箕面市、加西市、宇美町、新宮町、都城市

○援助会員が少なく、遠方から支援せざるを得ない地域があり、遠方の援助会員の自宅へ連れ帰るのは現実的ではなく、依頼会員の自宅での預かりには抵抗感があるため、当該地域で借り上げた施設での預かりが可能となると、利用が促進される。

○ファミリー・サポートセンター事業は、提供会員の自宅での預かりが原則となっているが、利用会員の中には、自宅での預かりに不安や抵抗があり、利用に繋がらないケースがある。

提供会員においても、自宅を提供することが困難な場合があり、公共施設等での預かりを希望する声が出ている。保護者のニーズは多様化しており、それに柔軟に対応できる体制づくりが必要であり、ファミリーサポートセンター事業においてもより多くの人々が利用しやすいしくみづくりが必要であると考え。預かり場所を公共施設等に柔軟に設定できれば、提供可能な会員が増え、利用会員も安心して預けることができ、会員の増、利用の増に繋がっていくと考える。

○本市のファミリーサポートセンター事業においては、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う例が、平成28年度実績でおおむね2割程度(602件)となっており、自宅で子どもを預かることに抵抗や不安がある会員の預かり場所として大きな役割を果たしている。センターで借り上げた施設での実施を不可とした場合、減少傾向にある提供会員がさらに減るおそれがある。

○本市においては、援助を行う会員の数が、援助を受ける会員の数の2割に満たない状況であり、援助を行う会員の確保が課題となっている。援助活動に理解及び熱意がある者であっても、自宅の広さや安全性、物品の破損等のトラブル等に不安を覚えて、援助を行う会員となることに躊躇する者が少なくないと認識しているところであり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、当該不安の解消及び援助を行う会員の確保に資するものと考えられる。また、本市においては、援助を受ける会員から「希望する地域で援助を受けられない」(子どもを預かる場所が原則として援助を行う会員の自宅であるところ、当該地域に援助を行う会員がいない)との苦情を受けることもあり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該事業の対象となれば、実質的な援助拡大となり、本事業の課題解消の一助ともなると考える。

○現在のところ、本市では自宅での預かりを原則としているが、今後、利用の拡大へ向けて施設を活用した預かりについて検討する必要もあると考えていることから、自宅以外の預りについて柔軟に対応をして欲しい。

○当市でも同様に、依頼会員、協力会員ともに、会員宅での預かりに不安や抵抗を訴える声が多くあります。子どもが協力会員宅の物品を壊したら迷惑がかかると事業利用を断念される方や、子育て家庭の援助活動をしたと考えておられる方が自宅預かりでの不安から登録をやめられることもあり、会員の確保や活動に支障が出ている現状です。現状と会員のニーズを踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業の利用促進のため、子どもの預かり場所の見直しの本提案に賛同します。

○平成27年度より事業を開始したが、自宅での預かりに限られた制度のため、預かりを希望する会員は増加傾向であるが、預かる側の会員数が伸び悩んでいる状況にある。伸び悩んでいる要因の一つとして研修受講が負担になることに加え、預かる場所も原則会員自宅となり、支障事例のとおり多動性の児童であれば、自宅預かりに難色を示す会員も予想できる。また、地域における育児の相互援助活動推進及び多様なニーズへの対応を事業目的に掲げており、見直し又は緩和することで事業の目的に資するものと考えられる。

○自宅での1対1で預けることに不安な保護者への対応として、自宅外の預かりを認めることは必要。同事業の今後の利用の拡大を図る上でも預かり場所の制限について緩和が必要。

○多動性の発達障がいがあるケースについて、物損事故及び衝突事故等のリスクが高く、援助会員の受入が進まない。また利用会員もそのことを理由に、利用を遠慮されてしまう。

○こだわりが強く環境の変化に対応が難しい発達障がいを持つケースについて、場所や人に慣れるまで時間がかかり泣き続けたりする場合があります。近所への遠慮等から自宅での預かりが難しいケースが発生している。

○提供会員も依頼会員も預かる場所が提供会員の自宅ということに抵抗があり、なかなか活動が広がらない現状がある。そこで、子育て支援センターなど開かれた場所で預かることにより、会員同士安心して利用・提供することができる。また、1、2度子育て支援センター等で預かることで、提供会員が子どもの特性を理解でき、子どもとの信頼関係もできるため、提供会員の自宅での利用へと繋がっていくことが期待できる。

## 各府省からの第1次回答

当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行う会員の自宅としている。ただし、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであることに留意いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈される。特に活動に慣れない間は、自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多くあがっていることから、公共施設等で預かりを行うことで、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることが期待されるため、公的な場所等(例えば公民館や地域の集いの場)での預かりができることを明示する等、要綱を見直していただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、両会員間で合意がある場合は、常時自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【盛岡市】

厚生労働省見解は「施設での預かりも可能である」としているが、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱の改正により「センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外」となったものである。より保護者が利用しやすいよう、預かり施設を限定せず、センターが借り上げた施設における預かりも事業対象としていただきたい。

##### 【箕面市】

支援児のみならず、新興住宅地などでは援助会員の自宅が遠いため支援できない場合も多くあることから、新興住宅地域内の集会室などをセンターが借り上げ

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈されるため、早期に要綱を改正していただきたい。

○活動に慣れない間の自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多く、「自宅での預かりを原則とする」ことについても、見直すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

現行制度で対応可能となっているが、実施要綱の規定がわかりにくいというご指摘を踏まえ、自宅以外の施設等での預かりについても可能である旨明記する予定。なお、自宅以外は例外措置という現行規定を見直し、児童館等の施設も自宅と並ぶ預かり場所として例示する内容に改正する予定である。実施時期としては、来年度の要綱改正時に他の改正事項と併せて対応することとしたい。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

##### 6【厚生労働省】

(31)子ども・子育て支援法(平24法65)

(i)子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。  
・子どもの預かりの場所については、自宅以外の施設等での預かりが可能であることを明確化し、かつ、原則として援助会員の自宅としている規定を見直すため、「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成30年4月に改正する。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し

提案団体

高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方の実情に応じ、会員数 50 人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)についても運営が可能な制度とすること

具体的な支障事例

【支障事例】

ファミリー・サポート・センターの運営については、50 人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにもかかわらず、事業開始時に 50 人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数挙げられている。

【現状】

市町村単独で会員数 50 人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができることとされているが、市町村の面積が広く、他の自治体とのアクセスが悪い場合等に、実際に稼働できる提供会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、本県では、平成 16 年に高知市で開設されてから、平成 28 年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が 1 市のみという状況が続いていた。

【制度改正の必要性】

ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で予測される依頼会員の人数を算出すると、15 人程度であり、実際に活動している依頼会員と提供会員の比率は3:2となっている。

県内では、会員 50 人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を県単独費用で実施しているが、おおむね 30 人程度登録会員がいれば体制を確保することができると考えている。

昨年度高知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数が 50 人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。

登録人数要件を見直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や理由などに対して柔軟に対応できる事業であり、子育てしながら働いている方への心強いサポートになるとともに、地域での支え合いが広がることも期待される事業である。

会員要件を緩和することにより、規模の小さな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が県下全域で完了したが、近隣の市町村による合同実施など、県下24市町村に対して13センターでカバーしている。小規模での実施が可能になれば、多様なニーズによりきめ細かく対応できるようになると考える。

○利用会員50人未満では国庫の補助が受けられないが、広域で実施すると移動距離や移動時間の面から、利用者の不便さが増すという支障が生じる。

○会員数の要件により、国庫補助の対象とならないものの、市単独の事業としてファミリー・サポート・センターと同内容の事業を実施している自治体があることから、自治体の規模等地域の実情に応じた運営には同調する。

○現在は解消されているが、当県においても過去に会員が集まらず、補助を受けられない自治体があった。

○本県においても、3町において会員数が50人未満であり、単町費等で事業を実施しているケースがある。

○本県においても、50人未満の事業を対象とした独自事業を展開しているが、財源の確保に苦慮しており、要件の緩和が望まれる。

○要件が緩和されることにより、近隣市町村との合同実施が困難な離島市町村においても、地域のニーズに応じた事業の実施が可能となり、子育て支援の充実を図ることができる。

○本県内市町村では類似の活動を行っている民間団体があるが、会員数が支障となり、制度実施に至っていない。地域の子育て援助活動の確実な支援のために会員数の規制緩和は重要である。

#### 各府省からの第1次回答

当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設立して、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応できる体制があることを前提に、交付要綱において、会員数区分ごとに基準額を定めており、その下限を会員数50人～99人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

高知県では、会員数が50人未満の小規模なセンターを「高知版ファミリーサポートセンター」として県単独費用で補助を実施しているところであるが、会員数が50人未満のセンターでも、依頼会員からの依頼に応えられなかったケースはなく、ニーズに対応できている状況にある。地方には民間の子育てサービスが乏しく、サービスの選択肢が少ない。柔軟な子育て支援制度であるファミリーサポートセンターは地方でも必要とされており、早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○実態調査の結果を踏まえて、地方自治体の実情に応じた運用ができるよう、弾力的な要件を早期に検討していただきたい。また、検討の具体的なスケジュールについても、明らかにしていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

当該事業全般の実施状況等について平成29年度に調査を行い、結果を基に、登録人数要件に係る適切なあ

り方についての検討に着手する。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(31) 子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

( i ) 子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59 条 12 号及び児童福祉法(昭 22 法 164)6 条の 3 第 14 項)の実施については、以下のとおりとする。

・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50 人未満のほか、現在交付対象となっている会員数 50 人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施

提案団体

雲南市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童発達支援と放課後等デイサービスにおける人員配置基準及び設備基準について、定員数が少数である場合等には、両事業の指導員又は保育士の兼務及び同一の施設での実施を認めていただきたい。

具体的な支障事例

児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、それぞれの基準について、基準を満たす人員及び設備を確保する必要があるが、市内の児童発達支援事業所においては、人員、設備の制約から当該基準を同時に満たす人員を確保することは困難である。そのため、放課後等デイサービスを実施する間は、児童発達支援事業を実施できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

既存の人員、設備でも、基準を満たすことができるようになり、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの同時実施が可能となる。その結果、より長時間、幼児、児童を受け入れることができ、障害児支援の充実が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18第3項  
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
第5条(従業者の員数)  
第10条(設備基準)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

港区

○現在事例はないが、港区でも両事業者とも増加傾向である。共働き世帯の増加等から児童発達支援の実施時間については、夕方の療育がの需要が見込まれるため、放課後デイサービスとの共同実施は、今後ニーズが高まると考える。

各府省からの第1次回答

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条におい

て、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改正の効果」にあげられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、児童通所支援サービスを必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が極めて困難な状況である  
○本市では、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80～82条に定められている、児童発達支援事業と放課後等デイサービスの2事業を実施している定員10人の多機能型事業所がある。  
○多機能型事業所の人員配置については、留意事項通知において、「多機能型事業所に配置される従業者について職務の専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置とされる従業者間での兼務を可能としたものである」とされているが、兼務ができることが示されているだけで、具体的に可能な配置が分かりにくく、本市では、各事業それぞれで職員配置が必要なものと考え、人員不足のため、事業の時間帯を分ける等(午前中:児童発達支援、午後:放課後等デイサービス)の対応を行っていた事例が生じている。  
○事業者等の誤解を招かないよう、留意事項通知で明示していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

#### 各府省からの第2次回答

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条～第82条において、多機能型事業所の特例を規定している。これにより、現状においても、「制度改正の効果」にあげられている児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの同時実施が可能となっている。

なお、兼務できる従業者の範囲については、基準自体において明確に規定していることから、解釈通知の改正については考えていない。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

##### (3)児童福祉法(昭22法164)

(viii)児童発達支援(6条の2の2第2項)及び放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)を合同で実施する場合については、多機能型事業所の特例(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平24厚生労働省令15)80条から82条)により、双方の事業の従業者が兼務可能であること、設備を共用することが可能であること等を、地方公共団体及び事業者 nationwide 等を通じて平成29年度中に周知する。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し

提案団体

雲南市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南市付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な療育の場」たる児童発達支援事業が行われていないため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。

その主たる要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方が地域の実態に適合していなかったことから、事業者において効率的な運営ができなかったと聞いている。

具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。

また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置となることで、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益が働かず、事業者にとっては厳しい算定となっている。

以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人員等の資源に限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、

○ 本体事業所との連携により、サテライト事業において、一定の療育の質を担保しつつ、小規模な形態にあった運営が可能となるよう、兼務可能な職員等の明示

または、

○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童発達支援事業が実施されていない地域で、サテライト事業所の開設が可能となり、地域の実態に応じたサービスの提供が可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18第3項

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
第5条(従業者の員数)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

各府省からの第1次回答

提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第8条に規定する従たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と従たる事業所は1つの事業所であるため兼務という概念がなく、提案の兼務可能な職員の明示は不可能である。また、1つの事業所であることから定員を主たる事業所と従たる事業所で合算することは不合理ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○本市を含む雲南地域は、県南部に位置する過疎地域・中山間地域であり、特に本市南部の近隣町村には、児童通所支援サービスを必要とする児童・保護者が存在するものの、その数が少ないことや職員確保が極めて困難な状況であるため、単独事業所を設置できる環境ではなく、やむなく地域の中心である本市に所在する事業所を本体事業所とし、周辺市町村にサテライト事業所が設置されていた。

○ところが、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第8条に規定する従たる事業所の人員配置について、従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうち1人以上は常勤且つ専従の者でなければならないこと等の要件がある上、その地勢的要因から本体事業所による連携・補完が難しく、児童への直接支援を専門的に行う保育士等の他、児童発達支援管理責任者をサテライト事業所にも置かなければ、個別支援計画を作成、保護者への家庭支援、保育所や医療機関等との連携等のマネジメントに支障があるため、児童発達支援管理責任者の配置が必要な実情があり、利用者が少数であるのに対して、人件費負担が極めて重く、事業継続が困難な状況となり、当該サテライト事業所も閉所せざるを無い状況となった。

○閉所した地域には、今もなお利用を希望する児童等が存在し、十分なサービスを提供できなくなってしまったことを本市及び関係町村も深刻に受け止め、本体事業所とサテライト事業所の連携が困難な場合に、職員配置をどのように行えば事業経営が可能か検討したが、解決策が見いだせない状況である。

せめて、

① 本市所在地域のようなケースでも、サテライト事業所の運営が可能となるよう、サテライト事業所の運営負担の軽減策の提示(利用人数や事業所の利用頻度に応じて、従たる事業所の「常勤且つ専従の従業者」要件を緩和する等)

② ①が困難な場合、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第12号)において、「主たる事業所」と「従たる事業所」の利用定員を合算する取り扱いを見直し、従たる事業所単位での利用定員に基づく運営単価の算定とする。又は、小規模事業所の運営が可能となるよう、運営単価を引き上げる。

等の措置を御検討いただきたい。

○いずれにせよ、利用を希望する児童等が現に存在しているながら、利用の断念や本市までの通所を余儀なくし、本地域の対象児童の発達支援に大きな影響が生じていること、及び、小規模事業所も、サテライト事業所でも事業継続が困難である地域性をご勘案頂き、本地域でも都市部等と同様に、遍く当該福祉サービスの受給権を、子ども達に保障できるよう、上記提案を含め何らかの措置をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】  
「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。  
「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善な

サービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

**【全国市長会】**

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

提案自治体のいう「サテライト事業所」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第8条に規定する従たる事業所のことであると思われるが、主たる事業所と従たる事業所は1つの事業所であるため、兼務という概念自体がない。

ご提案の①については、現行の規定では、常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていれば足りるというものであり、これは運営上必要な最低限の要件を課しているものであることから、これ以上の要件緩和は困難である。

また、②については、報酬単価は人員配置基準に基づき設定しており、従たる事業所を単独の事業所とみなして同様の報酬単価を算定することは不合理である。なお、小規模事業所を含め、障害福祉サービス等の報酬のあり方については、経営実態調査等を踏まえ、平成30年報酬改定の議論の中で検討されるものである。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

**6【厚生労働省】**

(3)児童福祉法(昭22法164)

(ix)児童発達支援(6条の2の2第2項)については、利用児童が少数である地域における安定した事業運営の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

36

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。

## 具体的な支障事例

本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。  
なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。  
これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。  
一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

窓口が一本化されることで、事業者の事務等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。  
事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。

## 根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県

○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。

○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成 28 年度から権限移譲を受けている。

○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。

こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関する説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。

○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。

○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。

市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する 1 号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。

特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。

○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。

○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。

○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。

○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

#### 各府省からの第 1 次回答

中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。

また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

【全国市長会】

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

- ・引き続き中核市長会における検討を注視していく。
- ・幼稚園（団体）側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

##### 5【厚生労働省】

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び8項並びに4条1項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示（3条11項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（29条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条）

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

(6) 子ども・子育て支援法（平24法65）

（i）以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号）
- ・教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号）

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

253

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。

具体的な支障事例

中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。  
・幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市  
・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市（H30年4月～）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県

○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。

○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。

○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立

幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。

こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。

○「認定等の権限」とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えますが、「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。

○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。

市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。

特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。

○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。

・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。

・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。

○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。

○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考えます。

○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

#### 各府省からの第1次回答

中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。

また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

##### 【全国市長会】

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。

## 各府省からの第2次回答

- ・引き続き中核市長会における検討を注視していく。
- ・幼稚園(団体)側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

### 5【厚生労働省】

(5)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び8項並びに4条1項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議(3条7項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条9項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付(3条10項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条11項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示をした際の資料の提出(3条12項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

(6)子ども・子育て支援法(平24法65)

(i)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。

- ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務(34条1項1号)
- ・教育・保育施設の確認の取消し等(40条1項2号)

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

41

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

公費負担医療における特例的な自己負担上限額の算定式の廃止

提案団体

別府市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額が適用されているが、この特例的な算定式を廃止し、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。

具体的な支障事例

公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用されている。  
しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くないことから、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の場合、5つの区分)と同じ算定式を適用した場合には公費負担を軽減することができる。  
なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費については、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公費支出を抑制することができ、それにより生じた財源で他の施策を拡充することができる。

根拠法令等

「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支払いについて」昭和48年10月30日 保発第42号・庁保発第26号 各都道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長連名通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、豊橋市、豊田市、出雲市、飯塚市

○公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に関わらず一律の限度額(80,100円+(医療費-267,000円)×1%)が適用している。しかし年度末に、該当者の所得区分を確認して、高額療養費の自己負担限度額を適用し再計算した結果で歳入更正等を行っているため、「制度改正による効果」欄にある効果はない。ただし、今回の制度改正を行うことにより、年度末の歳入更正などの事務処理が不要となり、事務負担が軽減されることの効果は大きい。

○福祉医療分のうち社会保険分を支払基金に委託する場合には、同様の支障が生じることから課題となっている。

○提案により公費負担は抑えられるが、医療保険者の負担は増となる。

国民健康保険者の負担が増えると被保険者の保険料負担が増えることになるため、国民健康保険者の立場からは本提案に反対である。本提案を基に改正されるのであれば国民健康保険者の負担増となる影響額について財政支援措置を講じるよう要望する。また、事務量について、現時点では方法及び対象者が未定ではあるが、所得照会に対する回答や限度額適用認定証の発行件数の増加が予想され、被保険者数が30万超の本市では事務量の増加が見込まれる。

#### 各府省からの第1次回答

○公費負担医療に係る高額療養費の支給について、現在、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費を除き、所得区分にかかわらず、年齢に応じて一律の自己負担限度額が適用されている。全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、

- ・事務処理対応が可能なのか、
- ・医療保険財政が厳しい中、保険者の理解が得られるか、

等慎重に検討する必要がある、直ちに対応することは困難である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務処理については、現状においても公費負担医療の利用の有無に関わらず、負担限度額認定証を発行(表記される内容は区分ア～オのいずれか)しているため、特別な事務処理が増えるものではなく、対応可能である。医療機関、国保連合会、社会保険診療支払基金へ難病医療及び小児慢性特定疾患と同様の請求をするよう周知徹底することが必要となるだけである。

また、保険者の理解については、社会保障制度の根底に関わる他法優先の考えが及ばず、より多くの公費が投入される結果となっている制度の是正という趣旨から、理解を求めていくべきものとする。

現行の運用を継続することは、大きな税負担を国民全体に強いるものであり、社会保障制度の長期的な健全運営のため、早期に改善することが求められるものとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

**【豊田市】**  
全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、当該の事務負担の軽減を図ることができる。しかし、その実現のためには公費医療担当課との調整が必要であり、また公費医療担当課においては受給者証の様式や記載内容、発行時期の見直しなどが追加業務として予想される。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国市長会】**  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。  
なお、公費負担、事務処理を鑑み、総合的に検討すること。

#### 各府省からの第2次回答

ご提案については、自治体や保険者の事務負担や財政への影響等について、関係団体から意見を聴取しながら総合的に検討してまいります。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

**6【厚生労働省】**  
(1)健康保険法(大11法70)  
(ii)公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定に係る有効期間の延長

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、当該受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができるとされているが、核酸アナログ製剤治療は重症化予防のため、10年以上継続することが大半である。

そのため、当該受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならない、受給者にとって負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【効果】

肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担を大幅に軽減することができる。

また、長崎県においては年間約1,200件程度の更新申請を受け付けており、職員の事務負担の削減も図られる。

根拠法令等

肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331001号 厚生労働省健康局長通知)

肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い(平成20年3月31日 健疾発第0331003号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟県、静岡市、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市

○本県の年間更新件数 1,104件

○本市における核酸アナログ製剤治療の申請は、新規が年間40～60件、更新は年々増加し、平成28年度には324件となり、平成23年度と比較し倍増している。

受給者のほとんどは毎年更新手続きが必要であり、受給者の負担となっている。

また、職員の事務負担も増加している。

○効率的な事務につながることや患者においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。(H28年度申請数 175件)

○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく国要綱に基づき実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保と事業実施の安定化を図ることが同時に必要と考える。

○年間更新件数が多く、有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担及び職員の事務負担の軽減が図られる。※H28 更新件数 約 7,000 件

○本県においても、年間約 2,500 件の更新申請があり、相応の事務量となっている。

国においては、平成28年4月から、更新申請の簡素化が図られたところではあるが、当県の肝炎治療認定協議会においては、医学的な観点からも、1年毎の検査結果や治療内容の確認は基本的には不要ではあるとの意見を得ている。しかしながら、治療経過中に悪化により、薬剤変更をする例も見られるため、更新期間の設定については、審議が必要との意見も併せて出されている。

階層認定については、階層が上がる場合、数年間変更が保留される可能性が高くなるが、件数としては極少ないため、大きな影響はないと考えられる。

○本市においても、毎年 200 件以上の方を対象に更新申請を受理し県へ進達している。

更新手続きにあたり患者様の負担となるのは、

①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的制約

②診断書作成料、住民票、課税証明等必要書類の取得に係る金銭的負担

があり、昨年度より川県では、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの添付を行うことで継続的に治療が必要と判断され服用を続けていることが分かれば診断書の提出が不要となり②について患者様の負担の軽減が図られている。

年に一度の更新手続きが必要となっている背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者と患者の属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規・更新含めた申請者のうちほぼほぼ1万円の判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長と併せて自己負担額の一歩化(一律1万円)も提案する必要があると思われる。

○本市においては、年間250件前後の更新事務手続きを行っており、有効期間が延長されれば、受給者の負担軽減と共に、職員の負担も軽減できるため、本提案に賛同する。

○患者負担の軽減及び県事務負担の軽減につながるものとする。

本県の平成28年度更新件数:1,024件

○本県 800件

○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。

## 各府省からの第1次回答

現行では核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続する必要があり、ご指摘の通り、平成22年度より肝炎治療特別促進事業において核酸アナログ製剤を助成対象として以降、多くの患者で数年以上の長期投与を続けている。

自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考えている。また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、核酸アナログ製剤による治療によりB型肝炎の重症化が防止され、病態の変化がほとんど起きない、という声も踏まえ、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議を開いて検討する必要がある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のとおり、公平性の観点から、自己負担限度額の設定のための所得状況の確認を一年毎に行う必要があることは理解しているが、これについては、個人番号(マイナンバー)を活用した情報連携等により対応できるのではないかと考えている。

核酸アナログ製剤治療を開始した患者の大部分が治療を生涯にわたって継続しなければならない現状を踏まえ、医師の診断書等の提出を求め認定協議会の協議を経た認定を毎年行わねばならないか、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議にお諮りいただきたい。また、今後の検討スケジュールの見通しの提示及び検討状況の逐次報告をお願いする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

提案の趣旨は尊重するが、認定の期間を検討するに当たっては、以下の点について留意が必要である。

(理由)

- ① 医療費を公費で負担していることから、定期的な更新手続は必要と考える。
- ② 定期的に更新手続を行うことは、患者に定期的な受診・検査を促すことになり、重症化予防につながる。有効期間が長期となった場合、却って病状悪化の発見が遅れることも想定され、患者の不利益になる。
- ③ 平成 28 年度から更新申請の際に、血液検査の結果と薬が処方されていることがわかる資料の両方を以て診断書に代えることができるようになり、患者負担は軽減された。
- ④ 有効期間が長期となった場合、自己負担額の決定の問題が生じる(当初の課税年額で決定した自己負担額が、途中で変わっても確認できない)。

## 各府省からの第 2 次回答

自己負担限度額の設定のための所得状況の確認については、前回も回答しているところだが、公平性の観点から一年毎に確認する必要があると考えている。ただし、提案のあったマイナンバーの利用に関しては、肝炎の医療費助成に関する事務が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号の要件を満たす独自利用事務の事例として既に情報連携の対象となっているため、適宜、活用していただきたい。なお、マイナンバーの活用については、肝炎施策担当者が参加する会議等で周知を図ることとしたい。

また、一方、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断する必要があるかどうかについては、肝炎治療戦略会議等の有識者を含めた会議で、今後検討を行い、平成30年度中を目途にどのように対応するかどうかの結論を得ることとする。

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定) 記載内容

## 6【厚生労働省】

## (37)肝炎治療特別促進事業

核酸アナログ製剤治療の助成対象者の自己負担限度額の設定に係る所得状況の確認については、個人番号の活用が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

また、核酸アナログ製剤治療の更新認定に関して、今後も医師の診断書の提出を1年毎に求め、認定協議会を開催して認定を判断することの必要性の有無については、肝炎治療戦略会議等の有識者の意見も踏まえて検討し、平成 30 年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務の国から都道府県への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。

具体的な支障事例

## 【現状】

毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造(輸入)業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については以下の区分で行うこととされている。

〔厚生労働大臣〕

・原体の製造(輸入)を行う業者

〔都道府県知事〕

・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)又は原体の小分けのみを行う製造業者

・製剤の輸入のみを行う業者

なお、厚生労働大臣が行うこととされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。

## 【支障事例】

・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べ1か月程度多くの時間がかかっている。

・原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨の要請が寄せられている。

・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

都道府県から地方厚生局への進達や地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等がなくなることで、事務処理期間の短縮が図られ、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者の利便性を高めることができる。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法

第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から

第4項まで、第21条第1項及び第23条の3  
同法施行令第36条の7

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、滋賀県、徳島県

○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。

○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案県と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。

これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも提案県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。

○当県においても、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があったケースがあった（特に、登録変更申請について）。

・なお、これまでに各申請に対する処分（登録可否等）について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。

#### 各府省からの第1次回答

毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体（100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い）は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。

なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期（1か月以上）に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者から、早急な登録の要請があることの3点である。

①に関しては、事務処理期間が長期（1か月以上）に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は60日と規定されているが（平成6年9月28日薬務局長通知、薬発第836号）、書類に不備等なければこの期間より短期間で（平成28年度実績では平均処理日数は3.8日）処理されている。地方厚生局において1か月以上時間を要する場合は、書類の不備等必要な手続きを行っているためであって、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。②に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備の是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られないものと考えられる。③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○化学物質の中で人に対する毒性が強いものを毒物劇物として指定しており、原体のみ毒物劇物に指定されている物質も多い。このことから、毒物及び劇物に指定されているのであれば、製剤であってもリスクが高いものであり、原体の製造（輸入）業のみを国の事務とする必要性はないと考える。そもそも、製剤の製造（輸入）、原体の製造（輸入）にかかわらず、現地調査は都道府県が実施している。

○甚大な災害等が発生した場合であっても、毒物劇物監視指導指針に従い、厚生労働省へ通報・報告を行っており、かつ、厚生労働省及び自治体間の緊急連絡先も共有されており、情報の把握を可能とする組織体制は構築されていると考える。

○そもそも、製剤の製造（輸入）か原体の製造（輸入）かの違いにより、申請書等のあて先や手数料の納付方法

が異なるなど、事業者にとって、分かりにくい制度となっていることが問題である。都道府県に登録の権限を一元化することにより、事業者にとって分かりやすい制度となり、国が積極的に取り組んでいる申請者側の行政手続きコストが削減できる。また、少なくとも、地方厚生局での事務処理期間を短縮することができる。

○都道府県には、申請者から、いつ登録されるのかとの問合せが寄せられており、その際には、原体の製造（輸入）業については地方厚生局において登録票を作成する等の法制度に関する説明を行った上で、すでに副申書を添えて厚生局に対して進達を行っていること、厚生局から登録票が届き次第連絡する旨を告げて対応しているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【福島県】

①該当なし

②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの進達及び地方厚生局からの交付に係る期間（概ね7～10日間）が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながると考える。

③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。（昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。）

以上のことから、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。

なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。
- 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

提案のあった、毒劇物の原体を製造（輸入）する者に対する毒劇物製造（輸入）業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することとする。

ただし、移譲の実施にあたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒劇物の情報を国及び都道府県間で把握できる組織体制や仕組みの整備が必要である。現在、具体的な組織体制等について検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、災害発生時等における対応及び情報共有の状況の把握、各都道府県で権限移譲された際の受入体制整備のための人員・予算要求及び手数料条例改正等のために必要な期間等である。

当該アンケートの結果を踏まえ、

- ① 平時に加え、災害発生時等における地方厚生局（又は厚生労働本省）と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備、
  - ② 現に保有している資料の引継ぎ等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移管に向けて必要となる事務的対応、
  - ③ 上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等
- について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮した上で、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいりたい。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

##### 4【厚生労働省】

(2)毒物及び劇物取締法(昭25法303)

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示(20条2項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

39

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の登録等に係る事務権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例

毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請する業務内容等により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。

〔所管事務〕

○厚生労働省 ※法第4条第1項

- ・原体の製造を行う製造業者
- ・原体の輸入を行う輸入業者

○都道府県知事 ※施行令第36条の7

- ・製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者
- ・製剤の輸入のみを行う輸入業者

一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするとともに、登録可否に係る副申を地方厚生局に行っている。

このため、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。

また、これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等はなく、都道府県で処理できるものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県から地方厚生局への副申・進達や、地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等が不要となり事務処理期間が短縮されることで、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の利便性を高めることができる。

根拠法令等

毒物及び劇物取締法

第4条第1項・第2項、第7条第3項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3

同法施行令第36条の7

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、滋賀県、徳島県、宮崎県、沖縄県

○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねる。

○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案県と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。

これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも提案県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。

○当県においても、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があったケースがあった（特に、登録変更申請について）。

・なお、これまでに各申請に対する処分（登録可否等）について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。

○地方厚生局へ進達することで処理期間が長くなっている。

## 各府省からの第1次回答

毒物又は劇物のうち特にリスクの高い原体（100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強い）は、広域的に流通するものもあり、不慮の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体を越えた広域的な影響を及ぼす恐れがある。そのためにも、このような事態が発生した場合、国では係る事態に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体において災害発生時等における対応及び事務取扱の状況等について把握した上で、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握を行うことにより事務権限の移譲について検討したい。

なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期（1か月以上）に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する協議がないこと、③原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者から、早急な登録の要請があることの3点である。

①に関しては、事務処理期間が長期（1か月以上）に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は60日と規定されているが（平成6年9月28日薬務局長通知、薬発第836号）、書類に不備等なければこの期間より短期間で（平成28年度実績では平均処理日数は3.8日）処理されている。地方厚生局において1か月以上時間を要する場合は、書類の不備等必要な手続きを行っているためであって、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。②に関しては、仮に都道府県に登録等に係る事務権限を移譲したとしても、登録基準は都道府県であっても地方厚生局であっても登録可否等の判断は同一であることから、書類の不備の是正等に要する期間が短縮するとは考えにくく、結果として、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られないものと考えられる。③に関しては、事業者より事務手続きを急ぐよう要望いただいているという事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○本県が本提案に至った理由としては、登録事務に係る国の標準事務処理期間が60日と設定されているため、製造（輸入）業の登録申請を行おうとする事業者は営業開始予定日の60日以前に申請や現地調査のための準備等を行わなければならない、これらの期間を見越した手続が負担になっているためである。また、権限移譲されることで都道府県から国（地方厚生局）への副申・進達に係る郵送期間分を短縮することもできるため、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られるものと考えられる。

○以上のことから、早急に都道府県における実態の把握に努め、事務権限の移譲を実現していただきたい。

○なお、本県においては毒物又は劇物に係る事故等の発生時にはこれまで国や近隣の都県等に迅速に情報提供しているところであるが、権限移譲に際しては、事故等発生時の国と都道府県の役割や対応等を明確化する必要がある。また、移管事務の取扱いについても、国と都道府県間の情報共有の仕組みや都道府県が保管すべき資料及び移管を受ける資料等について、整理する必要があると考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

### 【福島県】

①該当なし

②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの進達及び地方厚生局からの交付に係る期間(概ね7～10日間)が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながると考える。

③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の説明の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を頂く場合が多い。(昨年度は、申請件数3件中2件の業者において要望があった。)

以上のことから、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

### 【全国知事会】

権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。

なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。
- 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

提案のあった、毒劇物の原体を製造(輸入)する者に対する毒劇物製造(輸入)業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することとする。

ただし、移譲の実施にあたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒劇物の情報を国及び都道府県間で把握できる組織体制や仕組みの整備が必要である。現在、具体的な組織体制等について検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、災害発生時等における対応及び情報共有の状況の把握、各都道府県で権限移譲された際の受入体制整備のための人員・予算要求及び手数料条例改正等のために必要な期間等である。

当該アンケートの結果を踏まえ、

- ① 平時に加え、災害発生時等における地方厚生局(又は厚生労働本省)と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備、
- ② 現に保有している資料の引継ぎ等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移管に向けて必要となる事務的対応、
- ③ 上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等

について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮した上で、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいりたい。

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

### 4【厚生労働省】

(2) 毒物及び劇物取締法(昭25法303)

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・毒物及び劇物の原体の製造(小分けを除く。以下同じ。)を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録(4条1項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出(7条3項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更(9条1項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出(10条1項)

- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等(17条1項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等(19条1項から4項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示(20条2項)
- ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置(21条1項)

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

50

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特別児童扶養手当に関する監査権限の道府県から指定都市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市(管内区役所、福祉事務所等含む。)への監査指導は事務連絡において道府県が行うこととされている。熊本県では、認定事務を行っている区役所に対し監査指導を実施しているが、同様に指定都市本庁においても管内区役所等への積極的な指導・研修をすることとされており、二重指導が懸念されている。また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続としての整合性が図られる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

区役所での認定事務に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が図られ、地域の自立性が高められる。

## 【懸念の解消策】

指定都市が行う認定事務については、国の監査指導の対象であるため、国による実施状況の把握が可能である。

根拠法令等

特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、新潟市、静岡県

〇市町村(政令市を含む)への指導監査は国、県で行っている。本県政令市は認定事務を区役所に委任していないため、現在支障となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委任した場合は効率性の

観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。  
○区役所の負担軽減と行政の効率化が図られる。

#### 各府省からの第1次回答

平成27年度に特別児童扶養手当認定事務等の道府県から指定都市へ移譲した際に、引き続き道府県が指定都市(本庁、区役所等)を監査することとしていたが、認定事務等の移譲から丸2年が経過したことから指定都市による内部監査で足りると考えられるため、道府県の指定都市に対する監査を解除し、指定都市の区役所等への監査・研修については指定都市の本庁が行うこととする。

なお、指定都市に対しては、国から通知及び事務連絡により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いする。

注)上記の実施にあたっては、指定都市の業務が増加することとなるため、全指定都市または指定都市市長会から了解を得ることが条件と思われる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

早期の実現をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

指定都市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

##### <実施方針>

平成27年度に道府県から指定都市へ認定事務等の権限が移譲された際に指定都市において指導監査体制が整っていなかったことから、指定都市(管内区役所及び福祉事務所等を含む)に対する指導監査については引き続き道府県が行うこととしていたところである。

このたび認定事務等の移譲から丸2年が経過し、指定都市の指導監査体制が整ってきているところもあると考えられることから、指定都市の本庁が認定事務等を委任している管内区役所及び福祉事務所等を指導監査することを可能とするものである。

なお、実施にあたっては、道府県と指定都市において十分な協議を行った上で移譲することを申し添える。

##### <具体的手続き>

現行の取扱いを定めている「特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について」(平成26年10月31日事務連絡)の「7. その他」の「(2) 監査指導について」の取扱いを、平成30年度から指定都市の本庁が区部を指導監査することを可能とする旨に変更するため、その旨の事務連絡を発出することにより対応する。(多くの事項の中の1事項の変更であるため、元事務連絡の改正とはしない。)

なお、上記以外の法令及び通知等は改正の必要はない。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定) 記載内容

##### 5【厚生労働省】

##### (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)

道府県が指定都市の区役所等を行う特別児童扶養手当に関する監査指導等に係る事務については、道府県と監査指導等の実施を希望する指定都市の間で協議が整った場合、当該指定都市が行うこととし、その旨を平成29年度中に通知する。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

51

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

特別児童扶養手当認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行った処分に対する審査請求先は事務連絡において道府県が行うこととされている。

処分庁(区役所)と当該処分に対する審査庁(道府県)が異なるため、受給者にとって分かりにくく、手続きが煩雑になっている。

また、熊本県では審査に必要な資料の収集等に相当の時間を要している。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条では、「都道府県知事のした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当(以下「手当」という。)の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。」と規定され、処分庁が審査請求先とされているところであるが、指定都市については、県と同様の認定事務を行っているにも関わらず、その取扱いが異なっている状況。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

認定申請と審査請求の窓口を一本化することにより、住民の煩雑さ、分かりにくさが解消され、指定都市の受給者の利便性が高まるとともに、行政の効率化や事務処理期間の短縮が図られる。

【懸念の解消策】

審理員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。

根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条、特別児童扶養手当認定事務等に係る指定都市への権限移譲について(平成26年10月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、静岡県、大阪府

○現在、政令市の処分に係る審査請求の実績はないが、審査にかかる資料の収集や手続きの煩雑さの観点か

ら処分庁である政令市が審査請求先となることが望ましい。

#### 各府省からの第1次回答

法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の2第1項の規定においては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事が行った処分については大臣に対して、市町村長が行った処分については都道府県知事に対して、それぞれ審査請求を行うこととされている。

特別児童扶養手当に係る事務は法定受託事務であることから、基本的には、地方自治法の規定が適用されるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第27条の規定において、都道府県知事が行った処分に関する審査請求については、都道府県知事に審査請求することができることとされている。この規定は、都道府県知事による不利益処分を受けた者が、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができるよう、救済機会の確保の観点から特例的に設けられているものである。(特別児童扶養手当制度は国が定める認定基準に基づき、各都道府県知事・指定都市市長が認定を行っていることから、処分庁に係わらず、最終的な審査は厚生労働大臣が行うことが必要である。)

一方で、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分に関する審査請求は、地方自治法の規定に基づき、都道府県知事に対して行い、都道府県知事の裁決に不服があれば、特別児童扶養手当法第30条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に再審査請求を行うことができる。

このように、指定都市市長が行った特別児童扶養手当の処分については、厚生労働大臣への再審査請求の機会が確保されていることから、法第27条と同様の特例を設ける必要性はない。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、行政の効率化や事務処理期間の短縮を目的とした提案であることから、「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」の観点ではなく、「住民の利便性の向上・行政の効率化」の視点で再度検討をお願いしたい。

管理番号52「生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲」においては、「都道府県並びに権限が委譲される指定都市及び指定都市と同様に大都市特例が講じられている中核市(以下「指定都市等」という。)の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討」するとの回答がなされており、同様の取扱いをお願いしたい。

なお、指定都市を審査請求先とすることに際し、現行の都道府県知事の裁決に不服がある場合と同様の取扱いとなるよう、特別児童扶養手当法に厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができる旨を規定することにより「救済機会の確保」及び「厚生労働大臣への再審査請求の機会の確保」は担保されると考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

提案の趣旨を踏まえ適切に検討すべき。

##### 【全国市長会】

慎重に検討されたい。

#### 各府省からの第2次回答

指定都市市長が行う特別児童扶養手当の処分については、法定受託事務に関する審査請求の取扱いを定めた地方自治法第255条の2第1項の規定に基づき都道府県知事が審査庁となることにより、厚生労働大臣への再審査請求の機会が確保されることから、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第27条と同様の特例を設けていない。厚生労働省としては、本提案に関する対応については、都道府県並びに権限が移譲される指定都市の意見及び相互の調整状況を踏まえて検討したい。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定) 記載内容

—